税制改正のあらまし

令和
4年度

公益財団法人
全国法人会総連合

はしがき

令和４年度税制改正に関する「所得税法等の一部を改正する法律」「地方税法等の一部を改正する法律」が国会で成立し、公布・施行されました。

令和４年度税制改正は、「成長と分配の好循環の実現」「経済社会の構造変化を踏まえた税制の見直し」等を柱に改正が行われました。

法人税関係では、賃上げを積極的に支援するために「中小企業における所得拡大促進税制」「人材確保等促進税制」の見直し及び延長が行われたほか、地方の活性化やネットワーク整備を加速させる観点から「５Ｇ導入促進税制の見直し」「地方拠点強化税制の見直し」が講じられました。

所得税関係では、住宅の省エネ性能の向上や長期優良住宅の取得を促進するため「住宅ローン控除の見直し」「認定住宅の新築等をした場合の所得税額の特別控除の見直し」、資産税関係では、「法人版事業承継税制における特例承継計画の提出期限の延長」「直系尊属からの住宅取得等資金に係る贈与税の非課税措置の見直し」などが講じられました。

その他、免税事業者が必要性を見極めながら適格請求書発行事業者になれるように「適格請求書等保存方式に係る登録手続の見直し」が行われたほか、電子取引の取引情報に係る電子データの保存要件への対応が困難な事業者の実情に配慮し、その保存制度に宥恕措置が講じられました。

本書は、令和４年度税制改正の中でも、法人会会員に関係のある項目をコンパクトにわかりやすく解説いたしました。会員の皆様の経営や税務においてお役に立てば幸いです。

令和４年５月

公益財団法人　全国法人会総連合

目　次

Ⅰ　法人税関係

1　中小企業における所得拡大促進税制の見直し及び延長 …… 4
2　人材確保等促進税制の見直し …… 5
3　特定税額控除規定の不適用措置の見直し …… 6
4　中小法人の交際費課税の特例措置の延長 …… 7
5　少額の減価償却資産の取得価額の損金算入制度等の見直し …… 8
6　オープンイノベーション促進税制の見直し …… 9
7　資本の払戻しに係るみなし配当の額の計算方法等の見直し …… 10
8　固定資産取得後に補助金等の交付を受けた場合の圧縮記帳適用の明確化 …… 11
9　５Ｇ導入促進税制の見直し …… 12
10　地方拠点強化税制の見直し …… 13

Ⅱ　所得税関係

1　住宅ローン控除の見直し …… 14
2　住宅ローン控除に係る申告手続等の見直し …… 16
3　認定住宅の新築等をした場合の所得税額の特別控除の見直し …… 17
4　既存住宅に係る特定の改修工事を行った場合の所得税額の特別控除 …… 18
5　完全子法人株式等の配当に係る源泉徴収制度の見直し …… 20

Ⅲ　資産税関係

1　法人版事業承継税制における特例承継計画の提出期限の延長 …… 22
2　直系尊属からの住宅取得等資金に係る贈与税の非課税措置の見直し …… 23

Ⅳ　消費税関係

1　適格請求書等保存方式に係る登録手続の見直し …… 24

V その他

1　土地に係る固定資産税の負担調整措置 …… 25
2　電子取引の取引情報に係る電子データの保存制度の宥恕措置 …… 26
3　財産債務調書制度の見直し …… 27
4　証拠書類のない簿外経費への対応策 …… 28
5　帳簿の提出がない場合等の過少申告加算税等の加重措置の整備 …… 29
6　上場株式等の配当所得等に係る課税方式の見直し …… 30
7　税務手続のデジタル化・キャッシュレス化による利便性の向上 …… 31

Ⅰ　法人税関係

1　中小企業における所得拡大促進税制の見直し及び延長

中小企業全体として雇用を守りつつ、積極的な賃上げや人材投資を促す観点から、所得拡大促進税制について、控除率の上乗せ要件が見直されるとともに、控除率が最大40％に引き上げられた上で、適用期限が１年延長されました。

【制度の概要】

所得拡大促進税制は、中小企業者等(※)が、前年度より給与等を一定割合以上増加させた場合に、その増加額の一部を法人税から税額控除できる制度です。

※　「中小企業者等」とは、青色申告書を提出する、以下のいずれかに該当する法人をいいます。
（ただし、前３事業年度の所得金額の平均額が15億円を超える法人は本税制適用の対象外）
①　資本金の額又は出資金の額が１億円以下の法人
②　資本又は出資を有しない法人のうち常時使用する従業員数が1,000人以下の法人

【改正の内容】

以下のように「税額控除率」及び「上乗せ要件」が見直されました。

<table>
<tr><th colspan="2"></th><th colspan="2">改正前</th><th colspan="2">改正後</th></tr>
<tr><td colspan="2">【適用要件】</td><td colspan="2"></td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td colspan="2">■給与総額の増加率</td><td colspan="2">雇用者全体の給与総額
➡対前年度増加率1.5％以上</td><td colspan="2">（変更なし）</td></tr>
<tr><td colspan="2">【税額控除】</td><td colspan="2">［控除率最大25％］</td><td colspan="2">［控除率最大40％］</td></tr>
<tr><td rowspan="3">■控除率</td><td>基本</td><td colspan="2">雇用者全体の給与総額の
対前年度増加額×15％</td><td colspan="2">（変更なし）</td></tr>
<tr><td>上乗せ
（賃上げ）</td><td rowspan="2">＋10％</td><td>雇用者全体の給与総額
➡対前年度増加率2.5％
以上
かつ</td><td>＋15％</td><td>雇用者全体の給与総額
➡対前年度増加率2.5％
以上</td></tr>
<tr><td>上乗せ
（教育訓練費）</td><td>教育訓練費増加等の要件の
充足（＊１）</td><td>＋10％
（＊２）</td><td>教育訓練費の対前年度増加率10％以上（＊１）</td></tr>
<tr><td colspan="2">■控除上限額</td><td colspan="2">当期の法人税額×20％</td><td colspan="2">（変更なし）</td></tr>
</table>

＊１　教育訓練費増加等の要件：次のいずれかの要件
①　教育訓練費の対前年度増加率10％以上
➡確定申告書に教育訓練費の明細書の添付（改正後：明細書の保存）が必要
②　中小企業等経営強化法の認定経営力向上計画における経営力向上の証明（改正後：廃止）
＊２　控除率15％の上乗せ措置（賃上げ）の適用を受けない場合は、合計25％（基本15％＋10％）

適用時期

令和４年４月１日から令和６年３月31日までの間に開始する各事業年度に適用されます。

2 人材確保等促進税制の見直し

大企業が給与等の支給額を増加した場合の税額控除制度が見直され、継続雇用者の給与総額を一定以上増加させた企業については、雇用者全体の給与総額の対前年度増加額の最大30％が控除されるように見直されました。

【制度の概要】

人材確保等促進税制は、新たな人材の獲得及び人材育成の強化を図る観点から、新規雇用者に対する給与を一定割合以上増加させた企業に対して、新規雇用者給与等支給額(※)の一定割合を法人税額から控除できる制度です。

※ 「新規雇用者給与等支給額」とは、国内新規雇用者のうち雇用保険の一般被保険者に対して、その雇用した日から１年以内に支給する給与等の支給額をいいます。

【改正の内容】

以下のように「適用要件」が新規雇用者から継続雇用者に変更された上で、「税額控除率」が見直されました。

<table>
<tr><th colspan="2"></th><th colspan="2">改正前</th><th colspan="2">改正後</th></tr>
<tr><td colspan="2">【適用要件】</td><td colspan="2"></td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td colspan="2">■給与総額の増加率</td><td colspan="2">新規雇用者の給与総額
➡対前年度増加率２％以上</td><td colspan="2">継続雇用者の給与総額（＊２）
➡対前年度増加率３％以上</td></tr>
<tr><td colspan="2">■マルチステークスホルダーへの配慮（＊１）</td><td colspan="2"></td><td colspan="2">従業員への還元や取引先への配慮を行うことを宣言していること</td></tr>
<tr><td colspan="2">【税額控除】</td><td colspan="2">［控除率最大20%］</td><td colspan="2">［控除率最大30%］</td></tr>
<tr><td rowspan="3">■控除率</td><td>基本</td><td colspan="2">新規雇用者の給与総額×15%</td><td colspan="2">雇用者全体の給与総額の
対前年度増加額×15%</td></tr>
<tr><td>上乗せ
（賃上げ）</td><td colspan="2"></td><td>＋10%</td><td>継続雇用者の給与総額
➡対前年度増加率４％以上</td></tr>
<tr><td>上乗せ
（教育訓練費）</td><td>＋５％</td><td>教育訓練費の対前年度増加率20%以上（＊３）</td><td>＋５％
（＊４）</td><td>教育訓練費の対前年度増加率20%以上（＊３）</td></tr>
<tr><td colspan="2">■控除上限額</td><td colspan="2">当期の法人税額×20%</td><td colspan="2">（変更なし）</td></tr>
</table>

＊１　資本金10億円以上、かつ、常時使用従業員数1,000人以上の大企業は、給与等の引上げの方針や、取引先との適切な関係の構築の方針等を、自社のウェブサイトに宣言内容を公表したことを経済産業大臣に届出ることが要件

＊２　「継続雇用者の給与総額」とは、継続雇用者（当期及び前期の全期間の各月分の給与等の支給がある雇用者で一定のもの）に対する支給額をいいます

＊３　確定申告書に教育訓練費の明細書の添付（改正後：明細書の保存）が必要

＊４　控除率10%の上乗せ措置（賃上げ）の適用を受けない場合は、合計20%（基本15%＋５％）

適用時期

令和４年４月１日から令和６年３月31日までの間に開始する各事業年度に適用されます。

3 特定税額控除規定の不適用措置の見直し

収益が拡大しているにもかかわらず、賃上げや投資に消極的な大企業に対し、研究開発税制などの一部の租税特別措置の税額控除の適用を停止する措置の要件が見直されました。

【制度の概要】

大企業について、以下の要件のいずれにも該当しない場合、その企業には研究開発税制その他の一定の税額控除（特定税額控除(※)）の規定を適用できないこととされています（ただし、大企業の所得金額が前事業年度の所得金額以下の場合には対象外）。

① **その大企業の継続雇用者の給与総額が前事業年度の継続雇用者の給与総額を超えること**

② **その大企業の国内設備投資額が当期の減価償却費の３割の金額を超えること**

※ 「特定税額控除」とは、特定の地域、業種、中小企業を対象とする措置等を除く、生産性の向上に関連する以下の租税特別措置の税額控除をいいます。

研究開発税制、地域未来投資促進税制、５Ｇ導入促進税制、デジタルトランスフォーメーション投資促進税制、カーボンニュートラル投資促進税制

【改正の内容】

下記の要件１及び２のいずれにも該当する場合には、上記①の要件が強化されました。

＜要件１＞
資本金の額等 10 億円以上
かつ
常時使用する従業員数 1,000人以上

＋

＜要件２＞
前期黒字法人

→

＜要件強化＞
継続雇用者の給与総額の
対前年度増加率が１%以上
（令和４年度は 0.5%以上）

適用時期

令和４年４月１日から令和６年３月31日までの間に開始する各事業年度に適用されます。

4 中小法人の交際費課税の特例措置の延長

中小法人の交際費課税の特例措置（定額控除限度額800万円まで損金算入可）及び接待飲食費に係る損金算入の特例の適用期限が２年延長されました。

【制度の概要】

法人が支出した交際費等(※)については、原則として損金不算入とされています。しかし、資本金等の額が１億円以下の中小法人については、特例として定額控除限度額800万円までの損金算入を認める措置（中小法人の交際費課税の特例措置）が設けられています。

■　中小法人の交際費課税の定額控除限度額

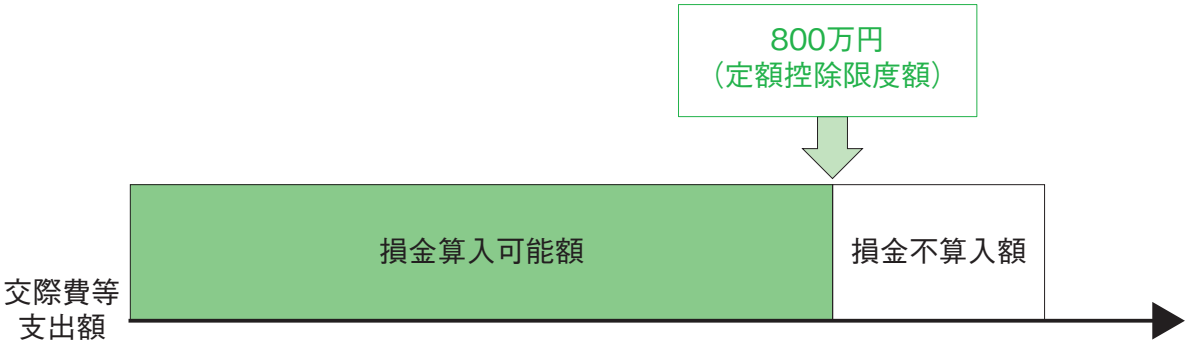

※「交際費等」とは、交際費、接待費、機密費その他の費用で、得意先、仕入先その他の事業に関係のある者等に対する、接待、供応、慰安、贈答その他これらに類する行為のための支出をいいます。

また、中小法人も含め、資本金等の額が100億円以下の大法人については、法人の支出した交際費等について、その支出した交際費等の額のうち接待飲食の額の50％までを損金算入できる特例措置も設けられています（中小法人については、定額控除限度額（800万円）までの損金算入を認める措置との選択適用が可能です）。

【改正の内容】

いずれの特例措置も適用期限が２年延長されました。

適用時期

令和４年４月１日から令和６年３月31日までの間に開始する各事業年度に適用されます。

5　少額の減価償却資産の取得価額の損金算入制度等の見直し

少額の減価償却資産の取得価額の損金算入制度の適用対象資産から貸付け（主要な事業として行われるものを除きます）の用に供した資産が除かれました。また、中小企業者等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例の適用期限が２年延長されました。

【制度の概要】

①　少額の減価償却資産の取得価額の損金算入

法人が取得し、事業の用に供した少額の減価償却資産（一組又は一式単位の取得価額10万円未満の減価償却資産）は、供用年度において損金算入できます。

②　一括償却資産の損金算入

法人が取得し、事業の用に供した一括償却資産（一組又は一式単位の取得価額20万円未満の減価償却資産）は、３年均等で損金算入できます。

③　中小企業者等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例

常時使用する従業員500人以下の中小企業者等（連結法人に該当するものを除きます）が30万円未満の減価償却資産の取得等をして事業の用に供した場合、減価償却資産の取得価額の合計額300万円を限度として、全額損金算入が認められます。

	取得価額	償却方法
全ての企業	①　少額の減価償却資産 10万円未満の減価償却資産	全額損金算入 （即時償却）
	②　一括償却資産 20万円未満の減価償却資産	３年間で均等償却
中小企業者等	③　中小企業者等の少額減価償却資産 30万円未満の減価償却資産	全額損金算入 （即時償却）

【改正の内容】

適用対象となる資産から、貸付け（主要な事業として行われるものを除きます）の用に供した資産が除かれました。また、「③中小企業者等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例」の適用期限が２年延長されました。

適用時期

適用対象の資産の見直しについては、令和４年４月１日以後取得等する減価償却資産から適用されます。また、③の改正については、令和４年４月１日から令和６年３月31日までの間に取得等する減価償却資産に適用されます。

6 オープンイノベーション促進税制の見直し

スタートアップ企業と既存企業の協働によるオープンイノベーションを促進する観点から、オープンイノベーション促進税制について、対象となる一定のベンチャー企業の設立経過年数の要件等が見直され、適用期限が２年延長されました。

【制度の概要】

事業会社が、一定のベンチャー企業（産業競争力強化法に規定する新事業開拓事業者）の株式を出資の払込み（中小企業：1,000万円以上、大企業：１億円以上）により取得した場合には、その株式の取得価額の25％相当額の所得控除が認められます。ただし、各ベンチャー企業別に特別勘定として経理した金額が限度となります。

【改正の内容】

対象となる一定のスタートアップ企業の設立経過年数の要件や特別勘定の取崩しが不要となる株式保有期間等について、以下の見直しを行った上で、適用期限が２年延長されました。

① 出資の対象となる特別新事業開拓事業者の要件のうち設立の日以後の期間に係る要件について、売上高に占める研究開発費の額の割合が10％以上の赤字会社にあっては、設立の日以後の期間が15年未満（改正前：10年未満）となります。

② 対象となる特定株式の保有見込期間要件における保有見込期間の下限及び取崩し事由に該当することとなった場合に特別勘定の金額を取り崩して益金算入する期間が、特定株式の取得の日から３年（改正前：５年）となります。

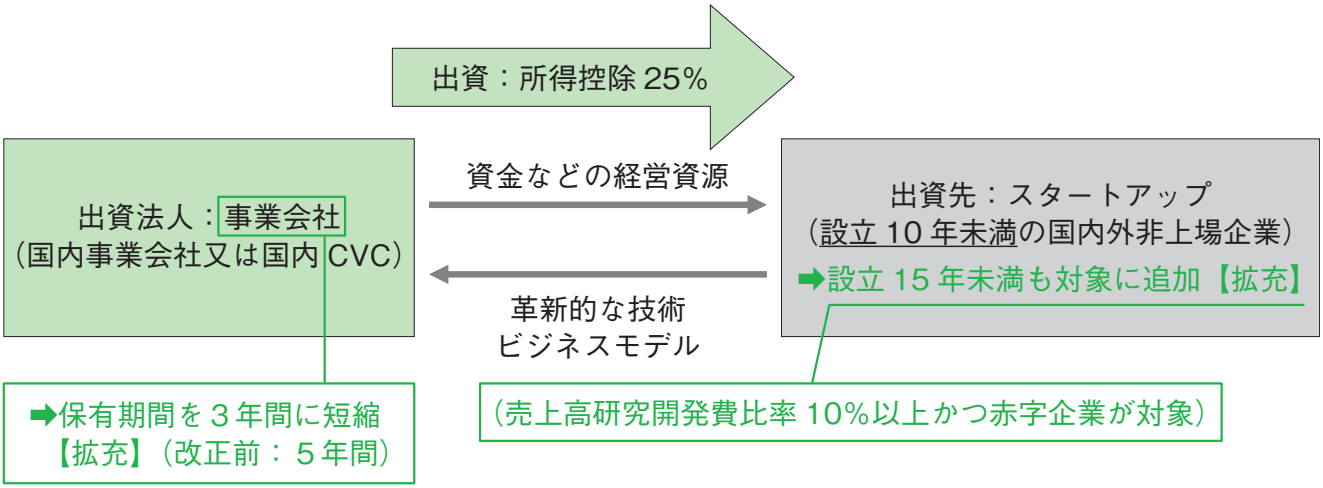

適用時期

令和４年４月１日から令和６年３月31日までの間に一定の株式を取得した場合に適用されます。

7 資本の払戻しに係るみなし配当の額の計算方法等の見直し

最高裁判所令和３年３月11日判決では、利益剰余金と資本剰余金の双方を原資として行われた剰余金の配当（混合配当）に係る株式対応部分金額の計算方法につき、減少資本剰余金額を超える直前払戻等対応資本金額等が算出される結果となる限度において、法人税法の趣旨に適合するものではなく、法人税法の委任の範囲を逸脱した違法なものとして無効である旨判示されました。そのため、混合配当があった場合に算出される直前払戻等対応資本金額等につき減少資本剰余金額を上限として取り扱うこととされました。

【制度の概要】

会社法等による配当手続によって行われた株主に対する金銭等の分配ではないものの、自己株式の取得などその経済的効果が配当と異なることがないもの等について、税法上、一定の金額を配当とみなして計算することとしています。また、会社法等による配当手続によるものであっても、資本の払戻し等利益のみの分配と異なる取扱いすべきものについてはみなし配当とすることとしており、税法上の「配当」として取り扱うのは、交付金額のうち投資元本の払戻し部分（払戻等対応資本金額等）を超える部分のみとしています。

利益剰余金と資本剰余金の双方を原資とする剰余金の配当で、簿価純資産価額が直前の資本金等の額より小さい場合

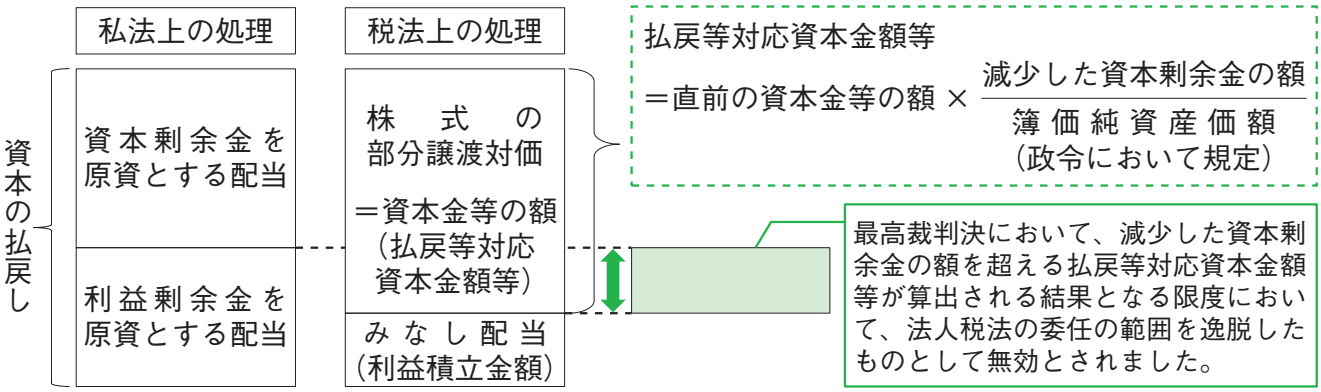

【改正の内容】

みなし配当等の額の計算方法について、以下の見直しが行われました。

① 資本の払戻しに係るみなし配当の額の計算の基礎となる払戻等対応資本金額等及び資本金等の額の計算の基礎となる減資資本金額は、その資本の払戻しにより減少した資本剰余金の額を限度とする。

② ２以上の種類株式を発行する法人が資本の払戻しを行った場合におけるみなし配当の額の計算の基礎となる払戻等対応資本金額等及び資本金等の額の計算の基礎となる減資資本金額は、その資本の払戻しに係る各種類資本金額を基礎として計算することとする。

適用時期

令和４年４月１日から適用されます。ただし、上記の取扱いは、過去に遡って適用されますので、納付税額等が過大となる場合、国税通則法の規定に基づき所轄の税務署に更正の請求を行うことができます。

8　固定資産取得後に補助金等の交付を受けた場合の圧縮記帳適用の明確化

近年、法人が固定資産の取得等をした後に、補助金等の交付主体が、その固定資産の取得等がその交付の目的に適合する固定資産の取得等であることを確認して補助金等を交付する実務（事後交付）が一般的となっています。そのため、法人が、固定資産の取得等の後に補助金等の交付を受けた場合（事後交付）でも、圧縮記帳制度が適用できるよう法令上明確化されました。

【制度の概要】

以下の①から⑤までの圧縮記帳（※）制度は、法人が、固定資産の取得等に充てるための補助金等の交付を受け、その交付の目的に適合した固定資産の取得等をした場合（事前交付）に制度の適用があることとされています。

① **国庫補助金等で取得した固定資産等の圧縮額の損金算入制度**
② **工事負担金で取得した固定資産等の圧縮額の損金算入制度**
③ **非出資組合が賦課金で取得した固定資産等の圧縮額の損金算入制度**
④ **保険金等で取得した固定資産等の圧縮額の損金算入制度**
⑤ **収用等に伴い代替資産を取得した場合の課税の特例**

※「圧縮記帳」とは、補助金や交換等で取得した資産の取得価額をその受贈益や譲渡益等に相当する額だけ減額し、その減額した部分を損金の額に算入することにより、一時的に課税利益を生じさせずに課税を繰延べる制度です。

【改正の内容】

上記の①から⑤について、固定資産の取得等の後に国庫補助金等の交付を受けた場合（事後交付）でも、圧縮記帳制度の適用があることが法令上明確化されました。

適用時期

令和４年４月１日以後開始する各事業年度から適用されます。

9 5G導入促進税制の見直し

「デジタル田園都市国家構想」の実現に向け、地方でのネットワーク整備を加速する等の観点から、５Ｇ導入促進税制について、適用要件等の見直しを行った上で、適用期限が３年延長されました。

【制度の概要】

５Ｇ導入促進税制とは、５Ｇ法（特定高度情報通信技術活用システムの開発供給及び導入の促進に関する法律）の認定導入事業者が、認定導入計画に従って一定の５Ｇ設備（認定特定高度情報通信技術活用設備）の取得等をした場合に、税額控除又は特別償却の適用を受けることができる制度です。

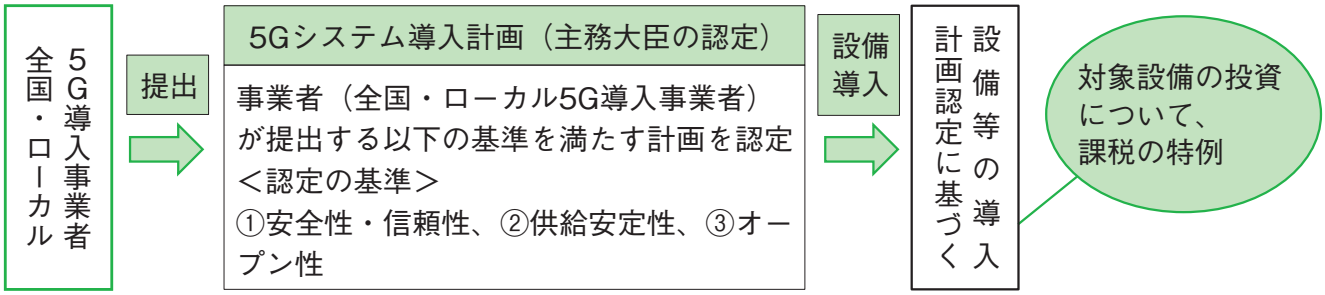

【改正の内容】

以下のように税額控除率が段階的に引き下げられ、対象設備の要件が見直されました。

■　課税の特例の内容（控除額は当期法人税額の20%を上限）

対象事業者	税　額　控　除		特別償却
全国５Ｇ導入事業者	条件不利地域（＊１）	（改正前）　：15% 令和４年度：15% 令和５年度：　９% 令和６年度：　３%	30%
	その他の地域	（改正前）　：15% 令和４年度：　９% 令和５年度：　５% 令和６年度：　３%	
ローカル5G導入事業者	（改正前）　：15% 令和４年度：15% 令和５年度：　9% 令和６年度：　3%		30%

＊１　別途定める過疎地域等の条件不利地域を指します。

■　対象設備

全国５Ｇシステム（＊２・３）	ローカル５Ｇシステム（＊４）
・基地局の無線設備（屋外に設置する親局・子局）	・基地局の無線設備 ・交換設備 ・伝送路設備（光ファイバを用いたもの） ・通信モジュール

＊２　マルチベンダー化・SA（スタンドアロン）化したものに限ります。

＊３　その他の地域については、多素子アンテナ又はミリ波対応のものに限ります（令和５年度末まで）。

＊４　先進的なデジタル化の取り組みに利用されるものに限ります。

適用時期

令和４年４月１日から令和７年３月31日までの間に事業の用に供した認定特定高度情報通信技術活用設備に適用されます。

10 地方拠点強化税制の見直し

企業の本社機能移転等を促進し、地方における雇用創出を図るため、地方拠点強化税制の適用期限が２年延長され、感染症の影響によるビジネス環境や企業動向の変化等を踏まえた適用要件の緩和等が行われました。

【制度の概要】

地方拠点強化税制は、本社機能を地方に移転等を行った場合、法人税の税額控除などの優遇措置を受けることができる制度です。地方にある企業の本社機能を拡充する「拡充型」、東京23区から地方に本社機能を移転する「移転型」があり、それぞれ一定要件の下、オフィス減税と雇用促進税制の適用を受けることができます。

なお、同税制を適用するには、移転・拡充先となる都道府県知事に対し、「地方活力向上地域等特定業務施設整備計画」を申請し、認定を受ける必要があります。

【改正の内容】

（１）オフィス減税

制度概要	特定業務施設の取得価額に対し、特別償却25%又は税額控除７%
適用要件	【対　　象】特定業務施設の建物・建物附属設備・構築物 【取得価額】2,500万円（改正前：2,000万円）以上（中小企業者1,000万円以上）
認定期限	認定日の翌日以後３年（改正前：２年）を経過するまでに取得し、事業の用に供すること

（２）雇用促進税制

制度概要	特定業務施設における雇用者増加数に応じ、次の金額の合計を税額控除
	①新規雇用者（有期雇用又はパートの新規雇用者を除きます） ➡１人当たり90万円（50万円＋上乗せ分40万円（＊））
	②転勤者（特定業務施設における雇用者増加数から新規雇用者数を控除した人数） ➡１人当たり80万円（40万円＋上乗せ分40万円（＊））
適用要件	①適用年度中の特定業務施設の雇用者増加数（有期又はパートの新規雇用者を除きます）が２人以上 ➡改正後：廃止されました。 ②適用年度及びその前事業年度中に事業主都合による離職者がいないこと
対象雇用者	①特定業務施設において適用年度に新たに雇用された雇用者でその適用年度終了の日において特定業務施設に勤務する者➡改正後：認定日以後に特定業務施設以外の施設において新たに雇用された無期雇用かつフルタイムの要件を満たす雇用者で同日を含む事業年度終了の日において特定業務施設に勤務する者が加えられました。 ②改正後：有期雇用又はパートタイムである転勤者が除外されました。

＊　特定業務施設の所在地が近畿圏及び中部圏の中心地である場合は、上乗せ分は30万円になります。

注　その他、地方活力向上地域等特定業務施設整備計画に係る認定要件について、関係法令の改正を前提に①拡充型事業の対象となる地方活力向上地域の要件、②特定業務施設の範囲――などが見直されます。

適用時期

令和４年４月１日から令和６年３月31日までの間に地方活力向上地域等特定業務施設整備計画の認定を受けた場合について適用されます。

Ⅱ　所得税関係

1　住宅ローン控除の見直し

住宅の省エネ性能の向上や長期優良住宅の取得を促進するとともに、既存の住宅ストックの有効活用を促す観点から、住宅借入金等特別控除（住宅ローン控除）が見直され、住宅性能などに応じた上乗せ措置を講じた上で、適用期限が４年延長されました。

【制度の概要】

住宅ローン控除とは、個人が金融機関等から住宅ローンを借りて住宅を購入又は新築等した場合、一定の要件を満たすことで、所得税の減税を受けることができる制度です。

原則として減税が受けられる期間は10年間ですが、特別特例取得（※）をして令和３年中に居住の用に供した場合は13年間になります。

※「特別特例取得」とは、住宅の購入金額等に10%の消費税が含まれている場合で、契約締結日が次の場合である住宅の取得等をいいます。①請負契約（注文住宅）の場合：令和２年10月１日から令和３年９月30日まで、②売買契約（分譲住宅・中古住宅）の場合：令和２年12月１日～令和３年11月30日。

【改正の内容】

住宅の取得等をして令和４年から令和７年までの間に省エネ性能等の高い認定住宅（認定長期優良住宅、認定低炭素住宅、ZEH（※）水準省エネ住宅、省エネ基準適合住宅）に居住の用に供した場合、新築住宅や中古住宅を問わず、住宅借入金等の年末残高（借入限度額）、控除率、控除期間、所得要件、床面積要件について見直しを行った上で、適用期限が４年延長されました。

※「ZEH」とは、断熱、省エネ、創エネで、住宅の年間エネルギー消費量を正味で、おおむねゼロにする住宅をいいます。

<table>
<tr><th rowspan="2"></th><th colspan="3">改正後</th></tr>
<tr><th>入居年</th><th>令和４・５年</th><th>令和６・７年</th></tr>
<tr><td rowspan="4">新築住宅・買取再販住宅（＊１）の借入限度額</td><td>認定住宅（＊２）</td><td>5,000万円</td><td>4,500万円</td></tr>
<tr><td>ZEH 水準
省エネ住宅</td><td>4,500万円</td><td>3,500万円</td></tr>
<tr><td>省エネ基準
適合住宅</td><td>4,000万円</td><td>3,000万円</td></tr>
<tr><td>その他の住宅
（＊４）</td><td>3,000万円</td><td>2,000万円</td></tr>
<tr><td rowspan="2">中古住宅の借入限度額</td><td>認定住宅（＊３）</td><td colspan="2">3,000万円</td></tr>
<tr><td>その他の住宅
（＊４）</td><td colspan="2">2,000万円</td></tr>
<tr><td>控除率</td><td colspan="3">0.7%</td></tr>
<tr><td>控除期間</td><td colspan="3">新築住宅・買取再販住宅：13年（＊５）
既存住宅：10年</td></tr>
<tr><td>所得要件</td><td colspan="3">合計所得金額2,000万円以下</td></tr>
<tr><td>床面積要件</td><td colspan="3">50㎡以上
（合計所得金額1,000万円以下：40㎡以上。
ただし令和５年までに建築確認を受けた新築住宅に限る）</td></tr>
</table>

＊１　買取再販住宅とは、既存住宅を宅地建物取引業者が一定のリフォームにより良質化した上で販売する住宅をいいます。
＊２　認定長期優良住宅・認定低炭素住宅をいいます。
＊３　認定長期優良住宅・認定低炭素住宅・ZEH 水準省エネ住宅・省エネ基準適合住宅をいいます。
＊４　その他の住宅とは、省エネ基準を満たさない住宅をいいます。
＊５　入居年が令和６・７年の「その他の住宅」については10年となります。

適用時期

令和４年１月１日から令和７年12月31日までの間に居住の用に供した場合に適用されます。

2 住宅ローン控除に係る申告手続等の見直し

納税者の申告利便の向上の観点から、住宅ローン控除に係る申告手続等が見直されました。

【制度の概要】

確定申告・年末調整で住宅ローン控除の適用を受けるためには、納税者は申告の際に、銀行等から交付された住宅ローンに係る年末残高証明書を提出又は提示しなければならないとされています。

【改正の内容】

住宅ローン控除に係る申告手続等について、納税者が住宅ローン控除に関する申請書を銀行等に提出すれば、銀行等が年末残高の情報等を記載した調書を税務署に提出することとされました。これにより、納税者の残高証明書の提出又は提示は不要とされました。

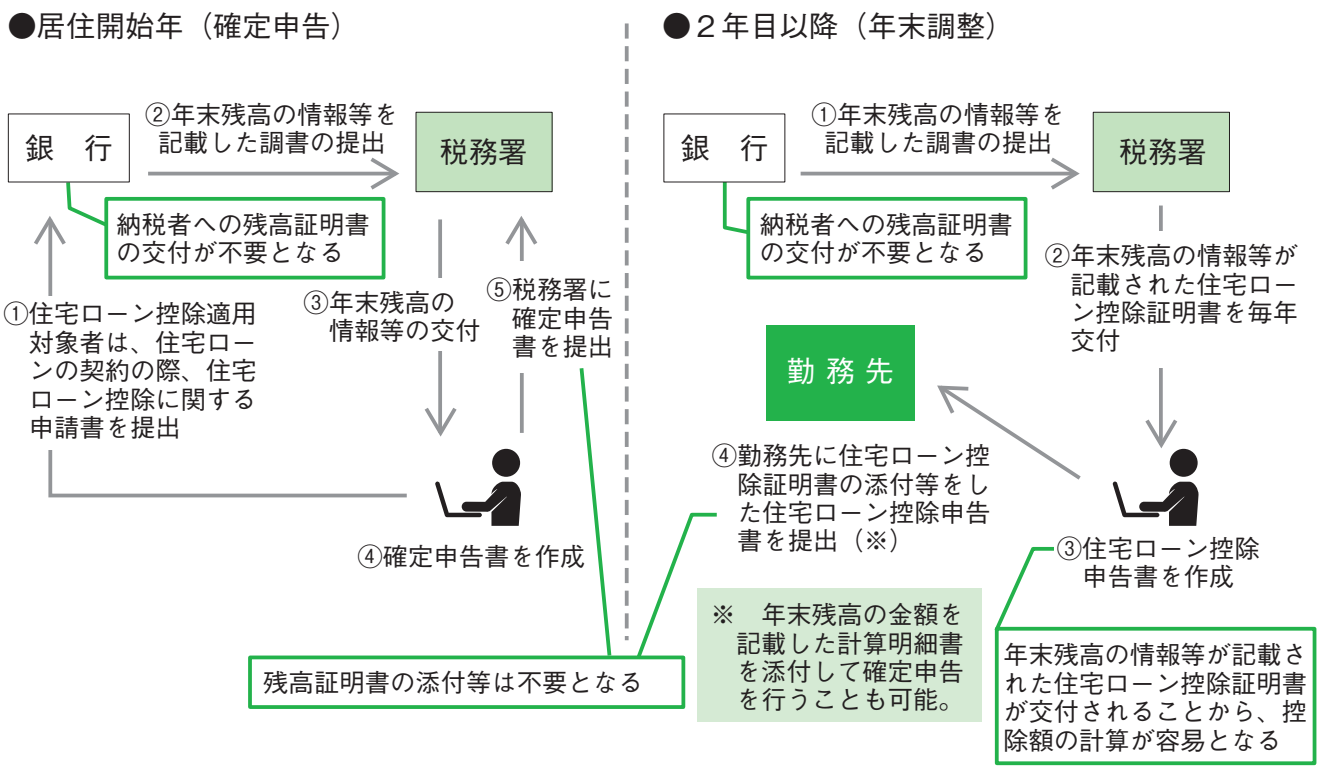

適用時期

居住年が令和５年以後である者が、令和６年１月１日以後に行う確定申告・年末調整について適用されます。

3 認定住宅の新築等をした場合の所得税額の特別控除の見直し

住宅の省エネ性能の向上や長期優良住宅の取得を促進する観点から、認定住宅の新築等をした場合の所得税額の特別控除の適用対象を見直した上で、適用期限が２年延長されました。

【制度の概要】

認定住宅の新築等をした場合の所得税額の特別控除は、個人が、国内において認定住宅（認定長期優良住宅や認定低炭素住宅）の新築・購入（新築等）をし、その新築等をした認定住宅を自己の居住の用に供した場合には、その年分の所得税額から、認定基準の適合に必要な標準的なかかり増し費用の10%相当の金額を控除することができる制度です。

【改正の内容】

適用対象住宅にZEH水準省エネ住宅を加えた上で、適用期限が２年延長されました。

なお、認定住宅の新築等をした場合の所得税額の特別控除は、認定住宅の新築等をした場合の住宅ローン控除との選択適用となります。

	改正前	改正後
居住年	平成26年～令和３年	令和４・５年
対象住宅	認定住宅	認定住宅・ZEH水準省エネ住宅
控除対象限度額	650万円（＊）	
控除率	10%	

＊　認定住宅の新築等に係る対価の額または費用の額に含まれる消費税額等が、８%または10%以外の場合は500万円となります。

適用時期

令和４年１月１日から令和５年12月31日までの間に居住の用に供した場合に適用されます。

4 既存住宅に係る特定の改修工事を行った場合の所得税額の特別控除

既存住宅の改修を行うことにより、既存の住宅ストックの有効活用を促す観点から、特定の改修工事（耐震改修・バリアフリー改修・省エネ改修・三世代同居改修・耐久性向上改修）を行った場合の所得税額の特別控除が見直されました。

【制度の概要】

①　既存住宅の耐震改修を行った場合の所得税額の特別控除（住宅耐震改修特別控除）

個人が、自己の居住の用に供する家屋（昭和56年５月31日以前に建築されたものに限ります）について住宅耐震改修を行った場合には、一定の金額をその年分の所得税額から控除することができる制度です。

工事完了年	控除対象限度額		控除率
	消費税率が８％又は10％の場合	それ以外	
平成26年４月１日から令和３年12月31日まで	250万円	200万円	10%

②　既存住宅に係る特定の改修工事を行った場合の所得税額の特別控除

個人が、自己が所有している居住用家屋について一定の工事を行った場合において、当該家屋をその者の居住の用に供したときに、一定の要件の下で、一定の金額をその年分の所得税額から控除することができる制度です。

対象工事	控除対象限度額		控除率
	消費税率が８％又は10％の場合	それ以外	
バリアフリー改修工事	200万円	150万円	10%
省エネ改修工事	250万円（350万円）	200万円（300万円）	
三世代同居改修工事	250万円	—	
耐震改修工事又は省エネ改修工事と併せて行う耐久性向上改修工事	250万円（350万円）	—	
耐震改修工事及び省エネ改修工事と併せて行う耐久性向上改修工事	500万円（600万円）	—	

注　（）内は、省エネ改修工事と併せて太陽光発電装置を設置する場合の控除対象限度額となります。

【改正の内容】

①　既存住宅の耐震改修を行った場合の所得税額の特別控除（住宅耐震改修特別控除）

令和４年及び令和５年に耐震改修工事を行った場合の標準的な工事費用の額に係る控除対象限度額及び控除率が以下のとおり見直された上で、適用期限が２年延長されました。

工事完了年	控除対象限度額	控除率
令和４年・令和５年	250万円	10%

②　既存住宅に係る特定の改修工事を行った場合の所得税額の特別控除

特定の改修工事を行い令和４年及び令和５年に居住の用に供した場合の標準的な工事の費用の額に係る控除対象限度額及び控除率が以下のとおり見直された上で、適用期限が２年延長されました。

居住年	対象工事	控除対象限度額	控除率
令和４年 令和５年	バリアフリー改修工事	200万円	10%
	省エネ改修工事	250万円（350万円）	
	三世代同居改修工事	250万円	
	耐震改修工事又は省エネ改修工事と併せて行う耐久性向上改修工事	250万円（350万円）	
	耐震改修工事及び省エネ改修工事と併せて行う耐久性向上改修工事	500万円（600万円）	

注　（）内は、省エネ改修工事と併せて太陽光発電装置を設置する場合の控除対象限度額となります。

また、上記①又は②の対象工事を行い、当該家屋を令和４年１月１日から令和５年12月31日までの間に居住（工事の日から６月以内に限る）の用に供した場合は、一定の要件の下で、その年分の所得税額から次の金額の合計額の５％に相当する金額が控除できます。

㋐　当該耐震改修工事又は対象工事に係る標準的な工事費用相当額（控除対象限度額を超える部分に限る）の合計額

㋑　当該耐震改修工事又は対象工事と併せて行うその他の一定の工事に要した費用の金額（補助金等の交付がある場合には当該補助金等の額を控除した後の金額）の合計額

適用時期

①の改正については、令和４年及び令和５年に耐震改修工事を行った場合に適用されます。②の改正については、令和４年及び令和５年に居住の用に供した場合に適用されます。

5 完全子法人株式等の配当に係る源泉徴収制度の見直し

完全子法人株式等及び関連法人株式等の配当等については、所得税を課さないこととし、その配当等に係る所得税の源泉徴収が廃止されました。

【制度の概要】

内国法人が事業年度内に受け取った利子や配当等の所得に課される源泉所得税は、法人税の前払的性質を持つことから、納付すべき法人税額を計算するに当たり、同一の所得に対して法人税と所得税が課されることがないように、その法人の所得に対する法人税額から源泉所得税相当額を控除すること（所得税額控除）により精算することとなっています。

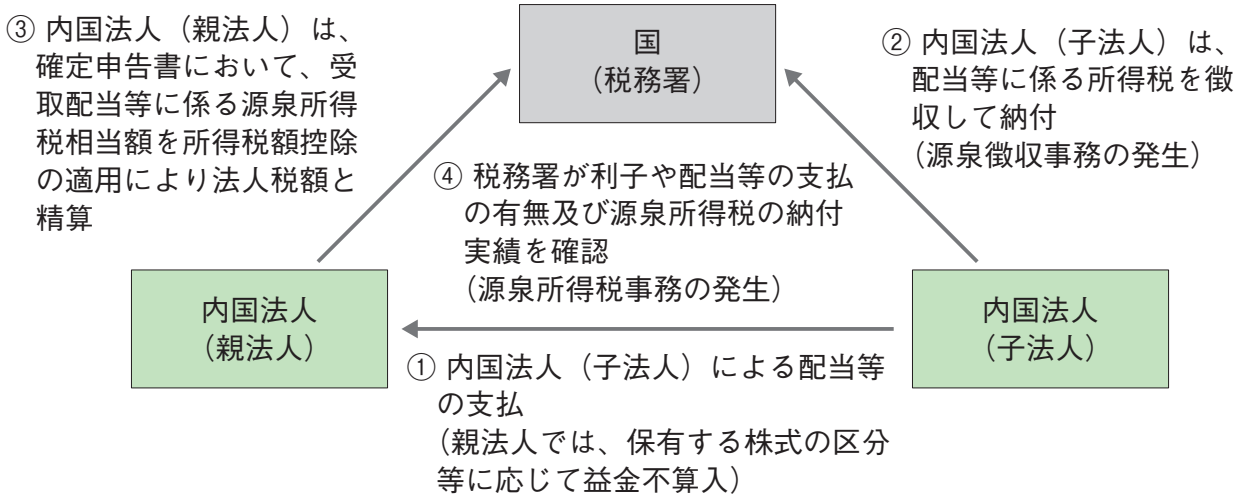

一方、法人税法においては、内国法人が他の内国法人から支払を受ける配当等は保有する株式等の区分に応じて、一定の配当等の額を益金の額に算入しない制度が設けられています（**下表参照**）。

会計検査院からは、完全子法人株式等及び関連法人株式等に係る配当等については、原則として法人税が課されていないが、配当等の支払の際に源泉徴収を行っているため、多額の還付金及び還付加算金並びにこれらに係る税務署の還付事務が生じていることが指摘されていました。

■ 受取配当等の益金不算入制度

株式等の区分	益金不算入割合
完全子法人株式等（株式保有割合100%）	100%
関連法人株式等（株式保有割合３分の１超）	
その他の株式等（株式等保有割合５%超３分の１以下）	50%
非支配目的株式等（株式等保有割合５%以下）	20%

【改正の内容】

一定の内国法人(※)が支払を受ける配当等で次に掲げるものについては、所得税を課さないこととし、その配当等に係る所得税の源泉徴収を行わないこととされました。

① 完全子法人株式等（株式等保有割合100％）に該当する株式等に係る配当等

② 配当等の支払に係る基準日において、当該内国法人が直接に保有する他の内国法人の株式等（当該内国法人が名義人として保有するものに限ります）の発行済株式等の総数等に占める割合が３分の１超である場合における当該他の内国法人の株式等に係る配当等

※ 「一定の内国法人」とは、内国法人のうち、一般社団法人及び一般財団法人（公益社団法人及び公益財団法人を除く）、人格のない社団等並びに法人税法以外の法律によって公益法人等とみなされている法人以外の法人をいいます。

なお、上記②の株式の保有期間の判定については、「配当等の支払に係る基準日」となっており、受取配当等の益金不算入制度における「関連法人株式等」の継続保有要件（前回の配当基準日の翌日から今回の配当基準日までの期間）は課されていません。

適用時期

令和５年10月１日以後に支払を受けるべき配当等から適用されます。

Ⅲ　資産税関係

1　法人版事業承継税制における特例承継計画の提出期限の延長

非上場株式等に係る相続税・贈与税の納税猶予（法人版事業承継税制）の特例措置については、新型コロナウイルス感染症の影響により特例承継計画の策定に時間を要し、承継時期を後ろ倒しにする傾向があることから、特例承継計画の提出期限が１年延長されました。

【制度の概要】

後継者である相続人・受贈者等が、非上場会社の株式等を相続又は贈与等により取得した場合に係る相続税・贈与税について、一定の要件のもと、その納税を猶予し、後継者の死亡等により、納税が猶予されている相続税・贈与税の納付が免除される制度です。

【改正の内容】

法人版事業承継税制の特例措置について、特例承継計画の提出期限（令和５年３月31日）が令和６年３月31日まで１年延長されました。なお、特例措置の適用期限（令和９年12月31日）に変更はありません。

■　法人版事業承継税制の特例措置と一般措置の比較

	特例措置	一般措置
事前の計画策定	特例承継計画の提出 平成30年（2018年）４月１日から 令和６年（2024年）３月31日まで	不要
適用期限	10年以内の贈与・相続等 平成30年（2018年）１月１日から 令和９年（2027年）12月31日まで	なし
対象株数	全株式	総株式数の最大３分の２まで
納税猶予割合	100%	贈与：100%、相続：80%
承継パターン	複数の株主から最大３人の後継者	複数の株主から１人の後継者
雇用確保要件	弾力化	承継後５年間 平均８割の雇用維持が必要
経営環境変化に対応した免除	あり	なし
相続時精算課税の適用	60歳以上の者から18歳以上（※）の者への贈与	60歳以上の者から18歳以上（※）の推定相続人・孫への贈与

※　令和４年３月31日までの贈与の場合は20歳以上となります。

適用時期

特例承継計画の提出期限が、令和６年３月31日まで延長されました。

2 直系尊属からの住宅取得等資金に係る贈与税の非課税措置の見直し

格差の固定化防止等の観点から、直系尊属からの住宅取得等資金に係る贈与税の非課税措置について、所要の見直しを行った上で、適用期限が２年延長されました。

【制度の概要】

贈与者（直系尊属）から贈与を受けた資金が、自己の住宅用家屋の新築、取得又は増改築等の対価に充てられた場合には、一定の要件の下、非課税限度額までの金額は、贈与税が非課税となります。

■　適用要件
（受 贈 者）：子・孫（20歳以上、合計所得金額2,000万円以下） （住宅面積）：床面積50㎡以上240㎡以下の住宅用家屋 （合計所得金額が1,000万以下の者：下限を40㎡以上に引き下げ）

【改正の内容】

以下のように「非課税限度額」「受贈者の年齢要件」「既存住宅の要件」が見直された上で、適用期限が２年延長されました。

■　非課税限度額の見直し

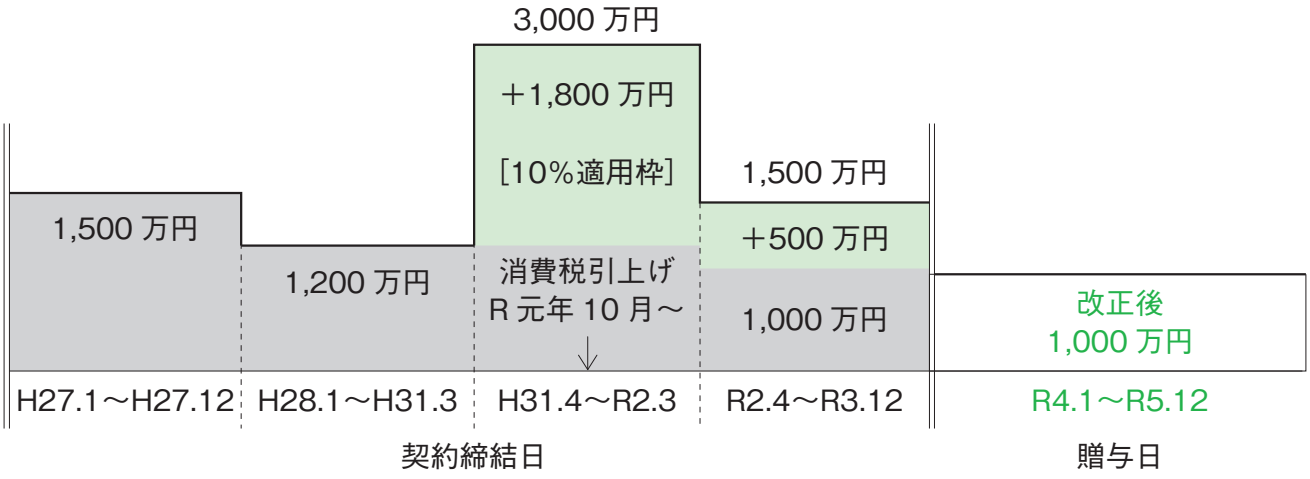

注　上図は、耐震性能・省エネ性能・バリアフリー性能のいずれかを有する住宅向けの非課税限度額です。それ以外の住宅の非課税限度額はそれぞれ500万円減となります。

	改正前	改正後
受贈者の年齢要件	20歳以上	18歳以上
既存住宅の要件	築年数が20年（耐火建築物は25年）以内、又は耐震基準に適合していることが必要	築年数要件を撤廃し、昭和57年以降に建築された住宅、又は耐震基準に適合していることが証明された住宅

適用時期

令和５年12月31日まで適用期限が延長されました。ただし、非課税限度額は令和４年１月１日以後、受贈者の年齢要件は令和４年４月１日以後に贈与により取得する住宅取得等資金に係る贈与税について、それぞれ適用されます。

Ⅳ　消費税関係

1　適格請求書等保存方式に係る登録手続の見直し

納税者の利便性向上を図る観点から、免税事業者が必要性を見極めながら柔軟なタイミングで適格請求書発行事業者になれるように、適格請求書等保存方式に係る登録手続が見直されました。

【制度の概要】

免税事業者が適格請求書発行事業者の登録を申請した場合、令和５年10月１日の属する課税期間においては、経過措置により、課税期間の途中でも登録を受けた日から適格請求書発行事業者となることができます。

一方、その後の課税期間においては、課税期間の途中からの登録を受けることはできないため、その場合は、課税事業者選択届出書と登録申請書を提出し、翌課税期間から登録を受けることになります。

【改正の内容】

令和５年10月１日から令和11年９月30日の属する課税期間においても、課税期間の途中からの登録が可能となりました。

なお、この適用を受けて課税事業者となる適格請求書発行事業者（登録日が令和５年10月１日の属する課税期間中である者を除きます）は、登録開始日以後２年を経過する日の属する課税期間まで事業者免税点制度を適用できません。

■　登録手続の見直しの概要

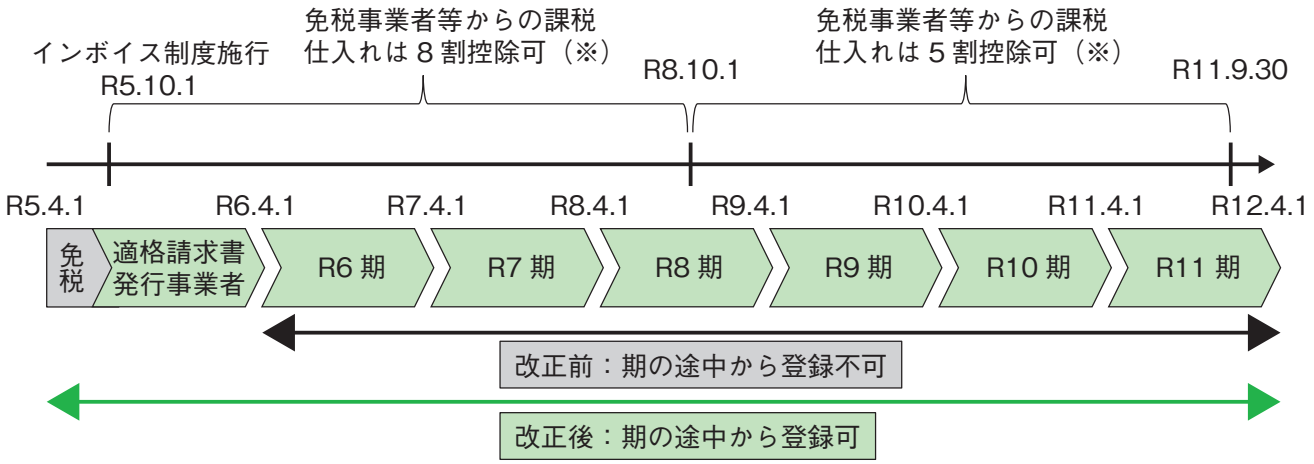

※　この経過措置による仕入税額控除の適用については、免税事業者等から受領する区分記載請求書と同様の事項が記載された請求書等の保存とこの経過措置の適用を受ける旨（８割控除・５割控除の特例を受ける課税仕入れがある旨）を記載した帳簿の保存が必要です。

適用時期

令和４年４月１日以後に行う登録手続について適用されます。

V　その他

1　土地に係る固定資産税の負担調整措置

景気回復に万全を期すため、土地（商業地等）に係る固定資産税について、課税額が上昇する土地について、税額上昇分を半減する負担調整措置が講じられました。

【制度の概要】

納税者の負担感に配慮し、課税標準額が評価額に対して低い場合や、評価額が急激に上昇した場合でも税負担をゆるやかに上昇させるよう負担調整措置が講じられています。

【改正の内容】

令和４年度限りの負担調整措置として、商業地等の地価が大きく上昇（負担水準が60％未満の土地に限る）した場合、課税標準額の上昇幅を、評価額の2.5％（改正前：５％）とする措置が講じられました。ただし、負担水準20％未満の場合、課税標準額は評価額の20％となります。

固定資産税評価額（地価公示価格の７割）　→　当該年度の課税標準額（負担調整措置を踏まえて算出）　×　固定資産税税率 1.4％　＝　土地の固定資産税額

負担調整措置（商業地等）

負担水準（前年度課税標準額 ÷ 当該年度評価額）	
100％	地価が下落した場合（＝負担水準 70％超） 課税標準額を評価額の 70％に引き下げ
70％	地価が上昇した場合（＝負担水準 70％以下） 課税標準額を前年度額に据え置き
60％	地価が大きく上昇した場合（＝負担水準 60％未満） 課税標準額を前年度額＋評価額 ×5％とし、段階的に引き上げ（原則） ↓（半減）　※評価額の 60％を上限 前年度額＋評価額 ×2.5％（令和４年度） ※令和３年度は令和２年度課税標準額に据え置き
20％	負担水準 20％未満の場合は、課税標準額を評価額の 20％とする

適用時期

令和４年度限りの負担調整措置となります。

2 電子取引の取引情報に係る電子データの保存制度の宥恕措置

令和３年度税制改正での電子帳簿保存法の改正により、これまで認められていた電子取引の取引情報に係る電子データの出力書面等の保存をもって、その電子データの保存に代えることができる措置が廃止されました。令和４年度税制改正では、その電子データの保存要件への対応が困難な事業者の実情に配慮し、その出力書面等の保存措置の廃止を事実上延長するための措置（宥恕措置）が講じられました。

【制度の概要】

■　電子帳簿等保存制度の基本的仕組み

① 自己が電子的に作成した帳簿や書類
⇒電子データのまま保存できます（電子帳簿等保存）
② 取引先から書面で受領した請求書・領収書、取引先へ書面で交付した請求書・領収書の控え等
⇒電子データ化して保存できます（スキャナ保存）
③ 取引先から電子データで受領した請求書･領収書､取引先へ電子データで交付した請求書･領収書の控え等
⇒電子取引に該当し、電子データのまま保存が必要です

令和３年度税制改正では、申告所得税・法人税に係る保存義務者は、令和４年１月１日以後に行われた電子取引（請求書・領収書等の授受を電子データで行う取引）の取引情報（請求書・領収書等）を電子データのまま保存しなければならないこととされていました。

【改正の内容】

令和４年１月１日から令和５年12月31日までの間に行われた電子取引データは、保存要件にしたがって保存できなかったことについてやむを得ない事情がある場合には、引き続きその出力書面による保存が可能となります（２年間の宥恕措置）。この宥恕措置の適用に当たっては、納税者から税務署長への手続などは不要です。

■　宥恕措置期間中における納税者の具体的な対応イメージ

○　電子取引の取引情報（請求書、領収書など）の電子データを、従前と同様に、書面に出力して保存しておく
○　税務調査があった場合には、税務職員に対して各事業者の対応や今後の見通しを回答する

適用時期

令和４年１月１日から令和５年12月31日までの間に行う電子取引の取引情報について適用されます。

3 財産債務調書制度の見直し

提出期限を後倒しするなど提出義務者の事務負担の軽減を図るとともに、適正な課税を確保する観点から、特に高額な資産保有者についても提出義務者に加えるなど、財産債務調書制度が見直されました。

【制度の概要】

財産債務調書制度とは、所得税等の確定申告書を提出しなければならない納税者等で、その年分の所得金額の合計額が2,000万円を超え、かつ、その年の12月31日において、その価額の合計額が３億円以上の財産又は１億円以上の有価証券等を有する場合は、その財産の種類、数量、価格、債務の金額その他必要な事項を記載した財産債務調書を、その年の翌年の３月15日までに所轄税務署に提出しなければならない制度です。

【改正の内容】

以下のように「提出義務者の基準」「提出期限」「記載内容」が見直されました。

	改正前	改正後
提出義務者の基準	以下のいずれの基準にも該当する者 【所得基準】所得2,000万円超 【財産基準】総資産３億円以上　又は 有価証券等１億円以上	左記の提出義務者に加えて、「財産基準が総資産10億円以上」（所得基準なし）に該当する者も対象とする
提出期限	翌年３月15日	翌年６月30日
記載内容	12月31日時点で保有する財産・債務の所在地・銘柄別・価格等 ただし、取得価額100万円未満の家庭用動産（現金・美術品等を除く）は省略可能	12月31日時点で保有する財産・債務の所在地・銘柄別・価格等 ただし、取得価額300万円未満の家庭用動産（現金・美術品等を除く）は省略可能

適用時期

令和６年１月１日以後に提出すべき調書（令和５年分以後の調書）について適用されます。

4　証拠書類のない簿外経費への対応策

所得税及び法人税の税務調査の現場において、証拠書類を提示せずに簿外経費を主張する納税者や、証拠書類を仮装して簿外経費を主張する納税者への対応策として、必要経費不算入・損金不算入の措置が講じられました。

【改正の内容】

納税者(※１)が、事実の仮装・隠蔽がある年分（事業年度）又は無申告の年分（事業年度）において、確定申告(※２)における所得金額の計算の基礎とされなかった間接経費の額（原価の額(※３)、費用の額及び損失の額）は、以下の①・②の場合を除き、必要経費（損金の額）に算入しないこととされました。

① 間接経費の額が生じたことを明らかにする帳簿書類等を保存する場合（災害その他やむを得ない事情により保存義務のある一定の帳簿書類の保存をすることができなかったことを納税者が証明した場合を含みます）

② その保存する帳簿書類等により間接経費の額に係る取引の相手先が明らかである場合その他その取引が行われたことが推測される場合であって、反面調査等により税務署長がその取引が行われたと認める場合

※１　納税者が個人の場合には、事業所得、不動産所得、山林所得又は雑所得を生ずべき業務を行う者の、その業務に係る事業所得の金額、不動産所得の金額、山林所得の金額又は雑所得の金額が対象（雑所得の金額にあっては、小規模な業務に係るものを除く）となります。

※２　更正を予知する前の修正申告を含みます。

※３　資産の販売・譲渡に直接要するものを除きます。

適用時期

納税者が個人の場合は、令和５年分以後の所得税について、納税者が法人の場合は、令和５年１月１日以後に開始する事業年度の所得に対する法人税について、それぞれ適用されます。

5 帳簿の提出がない場合等の過少申告加算税等の加重措置の整備

記帳水準の向上に資する観点から、記帳義務の適正な履行を担保するためや、帳簿の不保存や記載不備を未然に抑止するため、過少申告加算税・無申告加算税の加重措置が講じられました。

【改正の内容】

所得税、法人税及び消費税の税務調査において、帳簿（一定の売上に係る帳簿(※)）の提出の求めがあった場合において、以下の①・②のいずれかに該当するときは、通常課される過少申告加算税・無申告加算税の割合が、10%加重（②については５%加重）されます。

ただし、納税者の責めに帰すべき事由がない場合（災害等の場合）は適用されません。

① 不記帳・不保存であった場合（提出をしなかった場合）

② 提出された帳簿について、収入金額の記載が不十分である場合（記載が著しく不十分である場合は①と同じ）

※ 「一定の売上に係る帳簿」とは、白色申告者・青色申告者（簡易・現金）・消費税法上の事業者が保存しなければならない帳簿（売上帳、売掛帳、現金出納帳等）や、青色申告者（複式）の仕訳帳、総勘定元帳（売上に係る部分に限る）をいいます。

	②記載不備（帳簿の保存（提出）あり）			①不記帳・不保存（不提示・不提出）
		年間の所得計算をするには不十分	記載不備の程度が著しい ↓ ①と同視する	
加算税の加重割合	加重なし	5%	10%	
収入金額の記載基準	▲ 記載された収入が2/3未満 →	▲ 記載された収入が1/2未満 →	▲ 収入全て不記載（帳簿無し） →	

※ 収入金額は営業収入を使用

適用時期

令和６年１月１日以後に法定申告期限が到来する国税について適用されます。

6 上場株式等の配当所得等に係る課税方式の見直し

金融所得課税は、所得税と個人住民税が一体として設計されてきたことなどを踏まえ、公平性の観点から、上場株式等の配当所得等に係る課税方式が見直されました。

【制度の概要】

現行制度において、上場株式等の配当所得等については、所得税と個人住民税において異なる課税方式の選択が可能となっています。

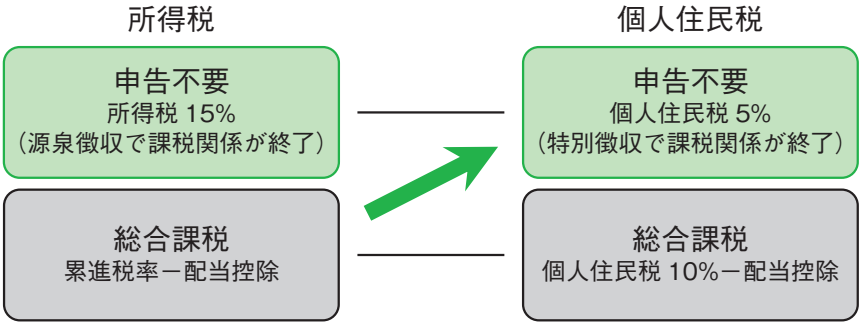

注　上場株式等の配当所得等については、上記の申告不要及び総合課税に加え、申告分離課税が選択可能です。

【改正の内容】

上場株式等の配当所得等について、個人住民税の課税方式を所得税の課税方式と一致させるように見直されました。

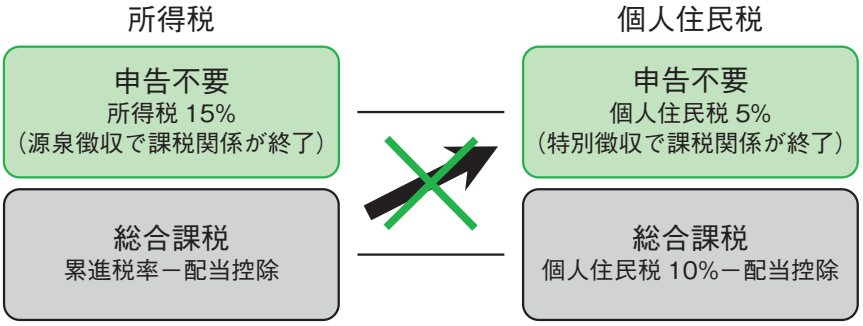

適用時期

令和６年度分以後の個人住民税について適用されます。

7 税務手続のデジタル化・キャッシュレス化による利便性の向上

デジタル技術を活用し、納税者がいつでも、どこでも簡単に手続きを行うことができる環境を整備する観点から、登録免許税や自動車重量税におけるキャッシュレス納付制度が創設されました。

【制度の概要】

① 登録免許税における納付制度

登録免許税の納付については、原則、現金で納付（税額が３万円以下の場合には印紙納付も可）を行い、その領収証書を登記等の申請書に貼り付けて提出します。また、オンライン申請の場合に限り、インターネットバンキング等による納付が利用できます。

② 自動車重量税における納付制度

自動車重量税の納付については、原則、その税額に相当する金額の自動車重量税印紙を自動車重量税納付書に貼り付けて納付します。また、電子申請の場合には、ダイレクト納付（銀行振込）やATM／インターネットバンキングによる納付が利用できます。

【改正の内容】

① 登録免許税におけるキャッシュレス納付制度の創設

申請の様態を問わず、インターネットバンキング等やクレジットカード等による納付が可能となりました。

<table>
<tr><th colspan="2">改正前</th><th colspan="2">改正後</th></tr>
<tr><th>申請の態様</th><th>納付方法</th><th>申請の態様</th><th>納付方法</th></tr>
<tr><td>書面・オンライン</td><td>現金納付（印紙納付）</td><td rowspan="2">書面・オンライン
（申請の様態を問わない）</td><td rowspan="2">現金納付（印紙納付）
インターネットバンキング等・クレジットカード等による納付</td></tr>
<tr><td>オンライン</td><td>インターネットバンキング等による納付</td></tr>
</table>

② 自動車重量税におけるキャッシュレス納付制度の創設

従来の納付方法に加え、クレジットカードによる納付が可能となりました。

適用時期

①の改正は、令和４年４月１日から適用されます。②の改正は、令和５年１月から導入が予定されています。

本冊子は、令和４年４月１日現在の法令に基づいて作成しています。今後の改正等の動向にご留意ください。

※本冊子の内容に関するお問い合わせは、下記の宛先まで FAX 等文書でお送りください。
なお、個別事案に関するご質問にはお答えできませんので、あらかじめご了承ください。

令和４年度　税制改正のあらまし

令和４年５月発行

発行　公益財団法人　全国法人会総連合

〒160-0002　東京都新宿区四谷坂町５番地６
FAX　03（3357）6682

禁無断転載